

# 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所を募集しています

大阪市では、障がいのある人が安心して地域で暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点等※の充実をめざしています。緊急時対応や地域移行の促進など、事業者の皆さまとともに地域全体で支える体制を構築するため、ぜひご登録をお願いいたします。

地域生活支援拠点等とは

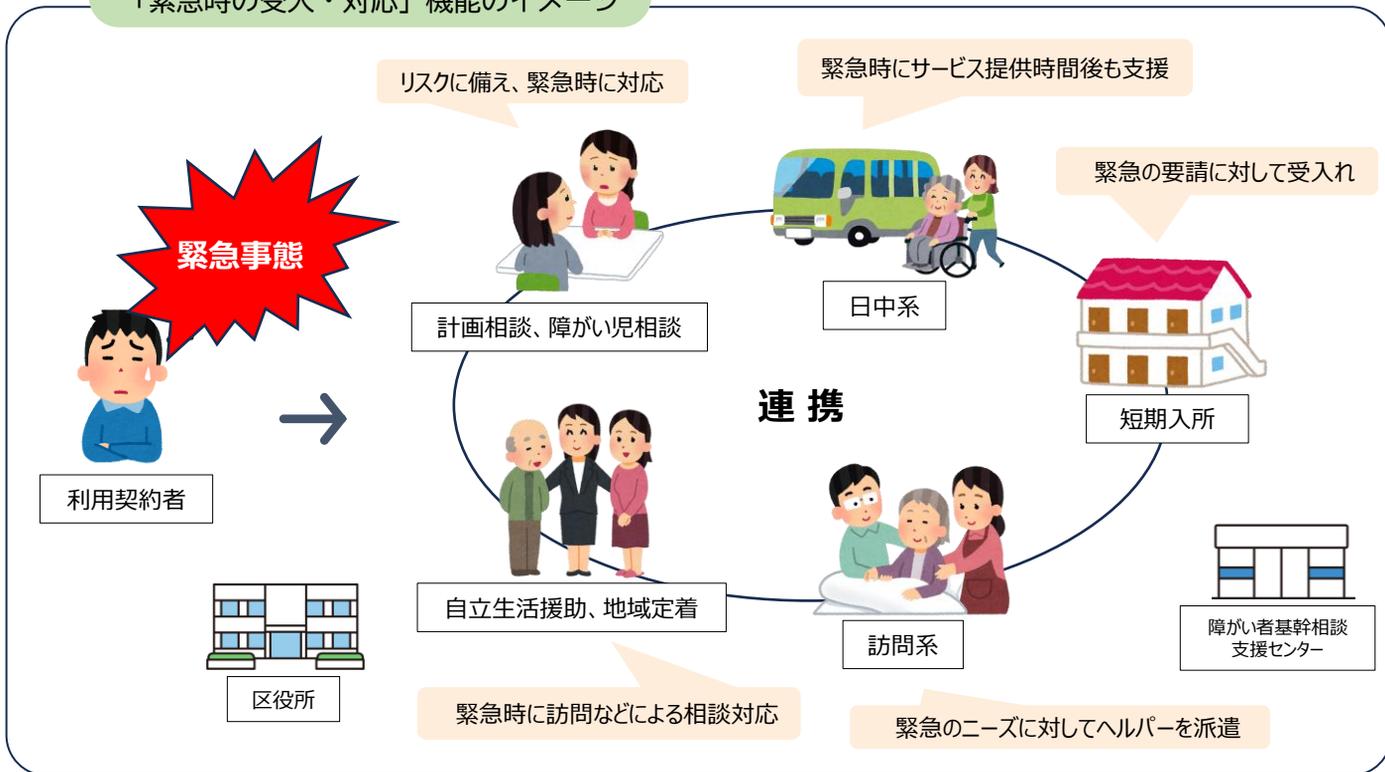
障がいのある方の重度化・高齢化や「親なき後」の生活を見据えて、行政機関や地域の複数の事業所が協力し、「相談」、「緊急時の受入・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を分担して担う体制のことです

拠点等に登録すると…

- 緊急時において、複数の事業所が連携することで、必要な対応が適切に提供できるようになり、安心して事業運営ができます
- 各事業所が持つ専門的な知識やスキルを共有して、より質の高い支援を提供することができます
- 拠点等であることを要件とする各種加算により、報酬上評価されます

例えば

「緊急時の受入・対応」機能のイメージ



よろしくお願いします



- ※ 利用契約者以外からの相談にも、可能な範囲で応じてください
- ※ 入所施設や精神科病院からの地域移行にも積極的にご協力ください
- ※ 各区の地域自立支援協議会へ積極的に参画し、地域における支援体制の充実にご協力ください

● 詳しくは、本市ホームページをご覧ください

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000592830.html>



## ● 登録要件

### 【共通要件】

- ・当該サービスを1年以上継続して実施していること
- ・地域自立支援協議会に積極的に参加するなど、協議会との適切な連携が図られていること
- ・障がい者基幹相談支援センターと連携を図っていること
- ・拠点関係機関等との連携・調整に従事する者を配置していること（計画相談支援、障がい児相談支援を除く）

### 【サービス種別ごとの要件】

サービス種別	担う機能	要件
計画相談支援、障がい児相談支援	相談及び地域の体制づくり	相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が常勤専従の者であり、かつ、常時の連絡体制を確保していること
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	緊急時の受け入れ・対応	居宅介護計画等に位置付いていない緊急の要請に対しても、速やかに相談に応じ、可能な限りサービス提供を行うこと
短期入所	緊急時の受け入れ・対応	常時の緊急受入体制を確保し、新規の相談を含む緊急の際の相談に積極的に応じ、円滑な受け入れを行うこと
施設入所支援	体験の機会・場及び緊急時の受け入れ・対応	地域移行支援の利用に積極的に協力する等、施設入所者の地域移行の促進に努めるとともに、緊急時の施設利用にかかる相談に積極的に応じる
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）	緊急時の受け入れ・対応	障がいの特性に起因して生じた利用者の緊急事態等に際して必要な支援を行うこと
生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型） ※いずれも障がい者支援施設に設置されているものに限る。	体験の機会・場	地域移行支援の利用に積極的に協力し、施設入所者の地域移行の促進に努めること
自立生活援助	緊急時の受け入れ・対応	常勤の従事者を1名以上配置して常時の連絡体制を確保し、かつ、自立生活援助のサービスを提供した者が直近3年以内に1名以上いること
地域定着支援	緊急時の受け入れ・対応	常勤の従事者を1名以上配置し、かつ、現に1名以上の利用者にサービス提供を行っていること、新規利用者からの相談に対して積極的に応じるなど、地域におけるニーズに適切に対応すること
地域移行支援	体験の機会・場	地域移行支援サービスを提供した利用者のうち、地域における生活に移行した者が直近3年以内に1名以上いること

※（注）一体的管理運営による例外があります

## ● 登録の流れ

- ① 申し出：希望事業者は、所在区の障がい者基幹相談センターへ申し出ます
- ② 区協議会での説明：事業者が協議会において説明を行い、同意を得ます
- ③ 登録申請：福祉局障がい福祉課に登録の申請を行います
- ④ 登録通知書：審査後、登録通知書を交付を受けます
- ⑤ 加算の届出：登録通知書を添えて福祉局運営指導課に加算の届出を行います

● 登録手順や加算について、詳しくは本市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000592836.html>

